

平成二十七年八月二十五日受領
答弁第三七七八号

内閣衆質一八九第三七八号

平成二十七年八月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出安倍晋三内閣総理大臣の戦後七十年談話に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出安倍晋三内閣総理大臣の戦後七十年談話に関する質問に対する答弁書

一について

「事変」については、例えば、「警察力では鎮定し得ない程度の擾乱。国際間の宣戦布告なき戦争（出典 広辞苑）」とされていると承知している。いずれにせよ、平成二十七年八月十四日の内閣総理大臣談話（以下「今回の談話」という。）では、「事変、侵略、戦争。いかなる武力の威嚇や行使も、国際紛争を解決する手段としては、もう二度と用いてはならない」という趣旨で使用している。

二、四及び五について

政府としての認識については、今回の談話において示されているとおりである。また、一般的に、歴史的な事象に関する評価については、専門家等により議論されるべきものと考ええる。

三について

お尋ねについては、参議院議員和田政宗君提出村山内閣総理大臣談話に関する質問に対する答弁書（平成二十七年三月二十日内閣参質一八九第七十五号）一及び二についてでお答えしたとおりであり、「侵略」の定義については様々な議論があり、お答えすることは困難である。いずれにせよ、今回の談話では、

「事変、侵略、戦争。いかなる武力の威嚇や行使も、国際紛争を解決する手段としては、もう二度と用い
てはならない」という趣旨で使用している。